

## 留意事項

### I 工賃(賃金)実績の報告について

#### 1 対象事業所

就労継続支援事業所(A型・B型)

#### 2 工賃(賃金)の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいいます。

※ 指定基準においては、雇用契約に基づいて支払われるものを「賃金」(就労継続支援A型事業所の大部分)とし、雇用契約によらずに支払われるものを「工賃」(就労継続支援A型事業所の一部及び就労継続支援B型事業所)としています。

#### 3 工賃(賃金)実績の算定方法

令和元(2019)年度中に利用者に支払われた工賃(賃金)の平均額を、実際の支払方法(月給・日給・時給の中から選択)により算定してください。

なお、月の途中で利用開始又は終了した者の当該月の工賃については、算定から除外して結構です。

(1) 月給の場合 工賃支払総額 ÷ 各月毎の支払対象者数の年間計

(2) 日給の場合 工賃支払総額 ÷ 支払対象者に係る就労総日数

(3) 時給の場合 工賃支払総額 ÷ 支払対象者に係る就労総時間

#### 4 主たる事業所・従たる事業所の取扱

主たる事業所と従たる事業所が分かれている場合は、主たる事業所の報告書に含めて計上してください。

#### 5 多機能型事業所の取扱

多機能型事業所において複数の障害福祉サービスを提供している場合は、就労継続支援事業(A型・B型)の利用者に係る工賃(賃金)実績のみ報告してください。

報告対象でないサービス(就労移行支援事業、生活介護等)については計上する必要はありません。

#### 6 就労継続支援A型事業所について

就労継続支援A型事業所については、「雇成型」と「非雇成型」に分けて報告してください。「非雇成型」に該当しない場合は、「雇成型」の報告書のみ提出してください。

#### 7 新規指定事業所の取扱

年度の途中で新たに指定された事業所については、指定月から年度末までの間の工賃実績について報告してください。

#### 8 根拠通知

平成19年4月2日障発第0402001号(最終改正:平成30年4月10日障発0410第1号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」

## Ⅱ 目標工賃について

### 目標工賃の設定

就労継続支援事業所（B型）については、目標工賃の設定を行ってください。

目標工賃については、各事業所において別途作成する「工賃向上計画」に記載される目標工賃と同額としてください。

なお、加算については別途通知する届出書で報告をお願いします。

## Ⅲ 主な生産活動について

### 主な生産活動（製品・サービス《役務》）

県は就労支援施設等への物品の発注や作業委託などを推進しています。その際の参考とするため、具体的な生産活動ごとに内容を記入いただくようお願いします。